

発議案第2号

天理市議会基本条例等の一部改正について  
天理市議会基本条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成24年12月21日提出

天理市議会議員	大橋基之
〃	菅野豊盛
〃	廣井洋司
〃	加藤嘉久次
〃	寺井正則
〃	佐々岡典雅

天理市議会基本条例等の一部を改正する条例  
(天理市議会基本条例の一部改正)

第1条 天理市議会基本条例(平成21年6月天理市条例第20号)の一部を次のように改正する。

目次中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

前文中「示すとともに」を「示すとともに」に改める。

第5条第3項中「第109条から第110条まで」を「第109条第5項及び第115条の2」に改める。

第7章の章名を次のように改める。

第7章 政務活動費

第16条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「調査及び研究」を「調査研究その他の活動」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第22条第2項中「第109条」の次に「第6項及び第7項」を加える。

(天理市議会委員会条例の一部改正)

第2条 天理市議会委員会条例(昭和32年3月天理市条例第1号)の一部を次

のように改正する。

第2条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

第4条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(天理市議会の審議機能を強化するための政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第3条 天理市議会の審議機能を強化するための政務調査費の交付に関する条例(平成13年3月天理市条例第20号)の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に、「政務調査費」を「政務活動費」に、「活動の基盤」を「その他の活動」に改める。

第2条及び第3条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第4条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「調査研究」の次に「その他の活動」を加える。

第5条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「報告書」の次に「(以下「収支報告書」という。)」を加え、同条第2項及び第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第6条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第1項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加える。

第8条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(透明性の確保)

第8条 議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、

使途の透明性の確保に努めるものとする。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

政務活動費使途基準

調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費 （資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費 （講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等）
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費 （広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等）
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 （資料印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等）
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費 （資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等）
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費 （会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等）
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費 （印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等）
資料購入費	議員の行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 （書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等）
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 （給料、手当、賃金等）
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費 （事務所の賃借料、維持管理費、備品、文書通信費、事務機器購入、リース代等）

別記様式を次のように改める。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

天理市議会議長 様

天理市議会議員 ㊟

年度政務活動費収支報告について

天理市議会の審議機能を強化するための政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

その1

年度政務活動費収支報告書

天理市議会議員

1 収 入

政務活動費 \_\_\_\_\_ 円

2 支 出

科 目	金 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		

3 残 額 \_\_\_\_\_ 円

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

別紙

その2

政務活動費支出明細書

領収書及び支出を証明する書類（明細書、見積書、日程表等）

裏面等に添付
添付しなかった理由欄 _____ _____ _____ _____

支出内訳（日付別、使途別に分類）

日 付	使 途	金 額 (円)
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

科目内訳

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
調査研究費		研修費	
広報費		広聴費	
要請・陳情活動費		会議費	
資料作成費		資料購入費	
人件費		事務所費	
合 計			



## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

### (適用区分)

- 2 第3条の規定による改正後の天理市議会の審議機能を強化するための政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に第3条の規定による改正前の天理市議会の審議機能を強化するための政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。